

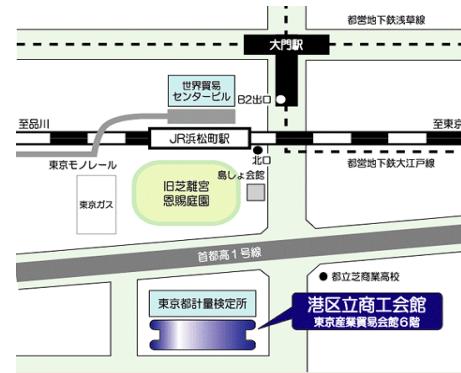
第30回連続学習講座《重慶大爆撃 戦略爆撃の思想を問う》

6月20日(木)

午後6時30分~9時

資料代500円

場所：港区立商工会館6F第1会議室



一重慶大爆撃裁判の証拠調べに向けて 戦後補償と日中関係の 今を考える

講師：田中宏さん (一橋大学名誉教授)



専門は日本アジア関係史、ポスト植民地問題。著書に『未解決の戦後補償―問われる日本の過去と未来』(共著・創史社)、『在日外国人新版』(岩波書店)、『遺族と戦後』(共著・岩波書店)ほか

日本は中国・アジアに対し、長きにわたって侵略・加害の歴史を繰り返していました。戦後補償について、既に解決済みの過去の問題とする見方もありますが、侵略を受けた被害者の苦しみは消えることなく、戦後68年を迎えた現在までに、日本の裁判所で提訴された戦後補償裁判は70件以上と言われています。

昨年、日中復交40周年を迎きました。私たちはどのように中国・アジアの人々と和解をし、信頼を築いていくべきか。日本が過去に何をしてきたのかを学ぶことによって、戦後補償問題と日中関係の今後の課題について共に考えていきたいと思います。一人でも多くの方々のご参加をお待ちしております。

コメントター
前田哲男さん
(ジャーナリスト)

著書:『フクシマと沖縄-「国策の被害者」生み出す構造を問う』(高文研)、『戦略爆撃の思想』(凱風社)



☆☆同日、学習講座の前段の午後6時から「重慶大爆撃の被害者と連帯する会・東京」第8回総会を行います。会員の皆様、ぜひご参加下さるようご案内いたします。

「重慶大爆撃の被害者と連帯する会・東京」代表・前田哲男

2013.4.3

連絡先：事務局長・西川重則 〒186-0003 国立市富士見台1-7、1-11-108 TEL/FAX 042-574-9210

重慶大爆撃訴訟弁護団(団長・田代博之弁護士)連絡先：弁護団事務局(一瀬法律事務所・元永／もとなが)

〒105-0003 東京都港区西新橋1-21-5 TEL03-3501-5558 FAX03-3501-5565 Email:info@ichinoselaw.com

◆ Web サイト <http://www.anti-bombing.net> ブログ『重慶大爆撃とは?』 <http://blog.goo.ne.jp/dublin-ki>



重慶大爆撃

対日民間賠償請求訴訟



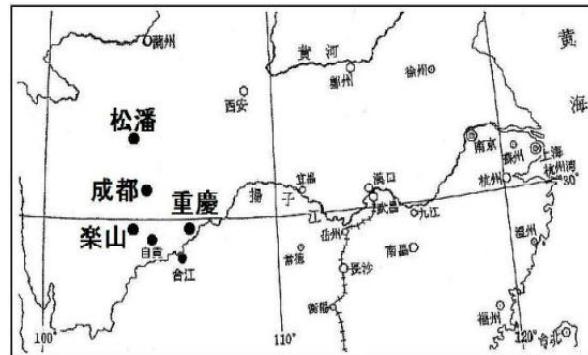
◆重慶大爆撃＝日本軍が犯した最も重大な戦争犯罪の一つ

日本軍は中国侵略戦争初期の1937年12月に首都南京を占領して以降、新たに臨時首都になった重慶市を含む四川省全域を200回以上（1938年2月から1944年12月までの6年10か月の間に）爆撃しました。この重慶大爆撃は、軍事的にはいわゆる戦略爆撃と呼ばれるもので、無差別爆撃によって一般市民の生命を奪い財産を破壊し抗日戦争を戦っている中国と中国人民の戦争継続意志をたたきつぶすことを狙ったものでした。重慶大爆撃の死傷者総数（現重慶市と四川省を含めて）は10万人を超える、また重慶大爆撃で家屋や店舗を失った人は100万人の規模にのぼっています。日本軍が行った重慶大爆撃は、米軍の空襲や原爆投下に並ぶ、また攻撃期間ではそれらを上回る、史上類例のない残虐な戦争犯罪です。まさに重慶大爆撃は、日本が中国侵略戦争中に行った最も重大な戦争犯罪の一つにほかなりません。

◆21世紀も続く「空からの戦争」

第二次世界大戦後も、アメリカなどの帝国主義諸国は、20世紀の後半から21世紀の現在まで、残虐な「空からの戦争」を通じて侵略行為を続けています。すなわち、朝鮮戦争・ベトナム戦争・湾岸戦争・コソボ空爆で、さらにアフガニスタン空爆やイラク空爆において、無差別爆撃を繰り返し、大量民衆殺戮という戦争犯罪行為を犯し続けています。

実は、日本は上記の全ての無差別爆撃を支持し大量殺戮に深く加担しています。重慶大爆撃で戦略爆撃に先鞭をつけた日本の責任は重大です。日本政府は、一刻も早く重慶大爆撃の被害者に対して、謝罪と賠償を行い、重慶大爆撃の加害責任を果たすべきです。

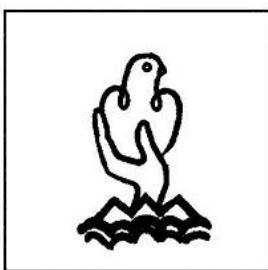


◆現在188名が原告になって裁判中です。

重慶大爆撃訴訟は、2006年3月に提訴（第1次）され、追加提訴が第2次から第4次まで行われています。原告の爆撃被害地は中央直轄市の重慶市のほか、四川省の樂山市・成都市・自貢市・松潘県などで、原告数も全体で188名に及んでいます。裁判は昨年12月までに24回行われています。毎回の裁判には中国から原告や支援者・研究者が来日して日本軍の空爆による残虐な被害の実態を語り、謝罪と賠償を訴えています。

◆連帯する会・東京は、裁判支援を行っています。

当会は来日原告・支援者との交流と裁判傍聴を軸に、重慶大爆撃に関する連続学習講座の開催や爆撃被害地・重慶などを訪問するスタディ・ツアーナどの活動を行っています。是非会員になって会の活動をお支え下さい。



重慶大爆撃訴訟を支える

「連帯する会」の会員になってください！

個人会員 年会費3000円／団体会員 年会費5000円

【郵便振替口座】 口座番号：00190-5-728232

口座名：重慶大爆撃訴訟弁護団 一瀬法律事務所

他銀行からの振込は、ゆうちょ銀行 〇一九（ゼロイチキュウ）店 当座0728232

重慶爆撃訴訟原告団の団旗

原告団の団旗には反戦・平和の象徴である鳩と重慶を意味する山と川が描かれています。この団旗は、壮麗な山城にあって質素・善良な重慶市民は祖国を愛し世界平和を希求し戦争を永遠になくすという願いをこめて作られました。